

第4章 総会

(種別)

- 第12条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(構成)

- 第13条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第14条 総会は、法人法に規定する事項について決議する。
- (1) 入会基準並びに入会金及び会費の金額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
 - (4) 役員報酬等の額又はその規程
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 10分の1以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - 一 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - 二 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

- 第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場